**組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書**

令和　　 　年　　 　月　　 　日

　　　会津宮川土地改良区理事長　　　　　　殿

現資格者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

新資格者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　TEL ( )

生年月日

　下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第４３条第１項の規定により通知します。

記

**１　資格得喪の対象たる土地**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町名 | 大　字 | 字 | 地　番 | 地　目 | 用　途 | 地積（㎡) | 適　用 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊土地の全部を異動する場合は、別紙対応でよい。

**２　資格得喪の原因及びその時期**

１.　所有権の移転　　 （イ、売買　　ロ、贈与　　ハ、相続　　二、交換）

２.　使用収益の設定　（イ、賃貸借　　ロ、使用貸借）

３.　農業者年金受給に伴う経営移譲

４.　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

異動の時期　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

＜耕作異動通知（自己申告）について＞

　組合員資格を取得又は喪失した人は、土地改良法（法律第１９５号）で、異動の内容を通知するよう定められています。この通知に基づき、権利義務者の調整と負担金等賦課請求をする地積確定の基本とします。

　☆　組合員資格特喪の通知（自己申告）を必要とするのは・・・

　１． 売買、賃貸契（解）約、贈与交換等で名義が変わった場合

　２． 組合員の死亡により、相続した場合

　３． 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

　☆　記載上の注意事項について

　１．住所は番地まで記入し、氏名欄に押印して下さい。

　２．土地表示の地番で枝番設定してある場合は、必ず枝番も記入して下さい。

　３．手続きを行わないと、市町や法務局等の公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳等の変更はされません。